

馬奈木昭雄弁護士オーラル・ヒストリー（九・完）

なぜ、たたかいを続けるのか

土 肥 勲 嗣

はしがき

『久留米大学法学』第八一号から八八号まで連載したオーラル・ヒストリーは、馬奈木昭雄弁護士にトピックを選んでもらい自由に語っていただいた。最後となる今回は、私が事前に用意した質問に回答してもらう形でお話を伺った。

ひとつは「たたかい」という概念についてである。馬奈木弁護士の話のなかで多用されるたたかいという言葉は必ずしも自明なわけではない。たたかいとはいったい何を意味するのか。なぜ、たたかいが必要なのだろうか。それは日本が資本主義社会であることと関係があるのか。今回、馬奈木弁護士の思想と行動を理解する上で鍵概念と言えるたたかいについてその内実に迫ることができた。

いまひとつは「たたかいのあり方」についてである。馬奈木弁護士は「われわれ」という言葉も多用される。これまでの話にたびたび登場してきた自由法曹団、公害弁連、学者とのかかわりについてお話いただいた。また、「告発する会」、

労働弁護団との関係と考え方の相違についても話題は広がった。

馬奈木弁護士のメッセージをどのように受け取るかは読者の自由である。日本の政治に関心がある私は、馬奈木弁護士の語りには戦後日本の官僚の思考と行動のパターンを読み解く手掛かりを得ることができると確信している。日本が経済大国の一員になる影で、地域で深刻な公害が発生したのはなぜか。公共事業は地域に混乱をもたらすのはなぜか。日本で発生し続けている紛争の謎を解くヒントがある。同時に、一連の聞き書きには弁護士として紛争を解決するための道筋までもが提示されている。読者は、一人の弁護士が半世紀にわたって多様なひとびとのかかわりのなかで問題解決に取り組んだ軌跡とそこから得られた知見に触れることができる。もちろん、馬奈木弁護士の話が時代や地域を超越した普遍性を持つのかは今後の検証が必要であろう。

今回のオーラル・ヒストリーの収録は、二〇二三年九月一九日と一〇月二〇日、いずれも久留米第一法律事務所でお

こなった。古田順子さんには日程調整から文章の加除修正の
入力までご協力いただいた。最後に『久留米大学法学』の連
載を認めていただいたことに対して、久留米大学法学部の先
生方に心から感謝の気持ちを表明したい。

カネミ油症

カネミ油症の提訴は水俣病の裁判が始まるのとほとんど同
じ時期です。私が福岡第一法律事務所に入る時に水俣病の話
になった。カネミ油症の第一回期日るとき私は水俣にいまし
た。いま有明訴訟をやっている吉野隆二郎弁護士のお父さん
の吉野高幸弁護士は、福岡第一法律事務所に入って、北九市
労連で紛争になったのでその応援に行つて、北九州第一法律
事務所そのまま居座つた。そこでカネミ油症が起きる。カ
ネミ油症が昭和四三（一九六八）年に問題になった。結局彼
がカネミ油症の専従で、私が水俣病の専従になった。

提訴の準備からずっと一緒にやっていたんですよ。水俣病
の訴状作成はあんまり知らないけど、カネミ油症の提訴のと
きは、訴状書きの応援から若手がみんな集まつた。北九第一
のボスは三浦久先生です。三浦先生は良く理解していた面白
い先生でいらん無用の口出しはしない。われわれがみんなだ
訴状の検討をしているときに、先生は夜食用に買い出しに
行って差し入れをしていた。吉野が事務局長です。弁護団長
の内田茂雄先生は銀行の顧問などをしていた先生なんです

ね。穏健保守です。大体どこでも弁護団長は、四大公害訴訟
もみんなそうですけど、いわゆるリベラルではない。真ん中
よりは左でしようけどイデオロギーという意味での左ではな
い。むしろ保守派のなかの穏健保守です。福岡第一からは中
村照美先生と、同期で入つた川淵秀毅先生と私が訴状の作成
から関係している。

有機塩素化合物がいかに危険かを描いた『沈黙の春』がちょ
うど出版される。ドイツの毒ガスは兵器としては使えないの
で平和利用として農薬として使う。二〇年後『奪われし未来』
が出版されて環境ホルモンが騒ぎになる。実はカネミ油症と
いうのはPCBだけではないダイオキシン、すなわち環境ホ
ルモン被害だった。カネミ油症は時代を綺麗に反映している。
環境問題の最先端の話題になった。

残念ながらダイオキシンが一番問題になった時点では、カ
ネミ油症はもう一定の決着をみてしまつていた。最高裁で酷
い目に遭わされるから、ダイオキシンの問題になった時には
もう問題にする力が弱かつた。ダイオキシン被害について問
題提起があります。水俣病とカネミ油症、重金属被害、有機
塩素被害と環境ホルモンを一緒にみていくというものの考え
方をする先生は、原田正純先生、白木博次先生、藤野紀先生
の三人が中心です。

カネミ油症が実はダイオキシン問題だとなつたとき私はそ
の意味がいち早くわかつたつもりでいます。水俣病はそうだ
と私は言い続けてきた。有機水銀が環境ホルモンとして働く

という発想です。同じようにPCBが環境ホルモンとして働くと発想はあった。それ以上に環境ホルモンそのもののダイオキシンがあったということですね。

中村照美先生は私の一期上です。一番の損害論の準備書面は私と中村先生が担当した。中村先生は実際の個別の患者を、私が文字通り損害論総論を担当した。そのあと炭鉱の被害を始めたから、一番の判決の後は常任としての活動はしなくなりました。最高裁のときは普通の公害弁護団の一員です。今やっているカネミ油症の調査は体制側の幕引きをするための調査というのが取り組んでいる人の感想です。一定の被害があることを否定することはできない。最小限度で食い止めるという仕事をしている。大々的に被害を検証していくという発想ではない。これは水俣病、福島原発をはじめ、あらゆる被害発生を通じて国が取っている態度です。

細菌学と疫学

公害弁連の二五周年記念集のなかで澤井裕先生が水俣病とのかかわりを随想風に書いている。その中では馬奈木が汚悪水を言い出したと紹介して下さっている。それを汚悪水論といえるように完成させたのは学者の先生方です。ものの考え方の発想は原田正純先生の基本的な考え方でもある。原因と結果の結び付きをどう考えるか。自然科学的に言う和白木先生のものも考え方も入っている。細かく細かくみていって全

体はわからなくするというのが企業側の論理、責任逃れの論理です。話を細かくした方が責任逃れにはなる。水俣病で言うと、原因物質は有機水銀、メチル水銀化合物だという話になる。たんなる有機水銀ではない、化学薬品として有機水銀、工場で作っている有機水銀がある。そこで起きた労災がハンターラッセル症候群です。有機水銀と広く言った場合の問題です。

水俣病はハンターラッセル症候群ではない。有機水銀のなかでも塩化メチル水銀の化合物になるわけですね。話を細かく細かくみていくわけですね。原田先生は工場をつくる有機水銀の労災と水俣病は違うという意見です。目的によつて原因の捉え方が異なる。被害の全貌を明らかにするという目的のときに犯人を特定するのが法律家の仕事です。治療をどうするかというときの原因物質、被害を全般として落とさないようにみるときの原因物質、それぞれの因果関係があるわけでしょう。目的によつてそれぞれあるというのを誤魔化すのが東大流官僚法学です。

それが実は医学界にある。医学界とは東大の医学部です。そのわかりやすい実例がある。脚気なんです。日露戦争の日本陸軍の死亡者、戦死者の八割以上九割近くは脚気です。普通脚気は遠洋航海を行う海軍で起きる。海軍が当時一番発達していたのはイギリスです。遠洋航海で脚気を出さないための対策を考える。肉ばっかりを食べると危ない。野菜類をきちんと食べる。日本海軍はイギリス海軍の考えを受け継いで、

白米ばかりは危ないから麦を混ぜる。野菜を食べたらよさそうだとする。医学でいうと疫学です。

陸軍は病気の原因が何かわからない。解けない細菌学です。原因は病原菌があるという考え方です。ドイツのコッホの細菌学です。次々と細菌を発見して病気の原因を発見する。東大医学はドイツの医学ですから、森林太郎がドイツに留学してコッホの細菌学を学んでくる。脚気も必ず病原菌があると固く信じている。日本陸軍は最後まで改めなかった。結局日本陸軍が白米を麦飯に切り替えるのは森林太郎が死んだ後です。その後病原菌と疫学の争いはいまままで尾を引く。

精米した白米を食べると脚気になる。精米しない玄米を食べるとよい。もつと言うと米ぬかを食べるとよい。米ぬかの中の何かと言う話になって鈴木梅太郎先生が物質を抽出し、それをオリザニンと名付ける。東大医学部は断固として否定する。鈴木先生はドイツ医学雑誌に投稿する。その前の年にドイツの科学者が同じ物質を見つけて、こつちが上手だった。ビタミンと名付けた。ビタミンとは生命の源です。捉え方が格段の差があった。鈴木先生は脚気を防げるという狭い範囲の捉え方だった。全体構想の広がり全然違った。ノーベル賞をもらいそこなった。

疫学的ものの考え方

日本の官僚医学も官僚法学も疫学をバカにしている。疫学

を科学として認めない。医学がそうだから日本の法律学でも疫学を認めようとする。いまの裁判にも影響している。水俣病は誰が考えたって食中毒に決まっているけど食中毒とは認めず食品衛生法を適用しない。

治療をするという目的から言う原因物質を細かく特定できた方がいい。ただ疫学側からの反論がある。結核の原因は何か。細菌学の方から言えば結核菌に決まっているということになる。疫学側の反論は「結核菌に感染したひとは日本国民にどれぐらいいるのか」。ツベルクリン反応の陽性を示したひとは九割以上です。この人々が結核菌に一応感染したことになる。結核菌が原因だと言っても答えたことにはならない。そのなかで発病したのはなぜかを言わないと治療の役にも立たない。

医者はみなさんギリシヤのヒポクラテスの誓いをする。患者に奉仕するという誓いです。ヒポクラテスの有名な言葉は「薬を処方せず、コメを処方しろ」。食べ物の原因、要するに栄養です。結核の原因は、結核菌ではなく、貧困です。結核を根絶したいのなら貧困対策をとらないといけないというのが疫学者側の答えです。結核菌がないとすべてが説明つかないというのが間違いです。医学では疫学者は格下としてみる考え方があります。法律の世界では疫学を教えもしない。環境問題をやる人でも疫学はあんまり注目しない。

四大公害裁判以来、疫学の優位性が確立したものだから、元気のいい若手の公害弁護士たちが飛び乗った。論争に負け

ないという自信から大気汚染では真つ向から疫学論争をした。われわれは「疫学的ものの考え方」です。的をつけるわけですね。疫学そのものではない。大阪のノーモア・ミナマタ弁護団の若手は、元気がいいから水俣病でも学問的疫学の条件設定をして疫学論争を正面からやるべきだという意見を言っていた。ちよつと違うのではないですか、と私は言うけど。われわれは白木先生が言う疫学四条件で十分だと。それ以上の細かい条件設定はいらない。むしろそれをやると大企業にとって有利に決まっているという議論です。

汚悪水論の考え方

原因を細かく細かくしていくというものの考え方、しかもその因果の流れを全部証明が要するというものの考え方はおかしい。水俣病の原因物質の究明がセレン、タリウム、マンガンと変遷する。それに対してチツソが反論して、それぞれ想定された原因物質が否定された。タリウム、マンガン、そして有機水銀にたどりつく。それは何を探したのか。チツソの排水のなかの原因物質を探したのであって、他の原因物質を探したわけではない。まずチツソの排水だ。誰も争ってない。チツソ自体も争っていない。もちろん爆薬説、アミン説とか言っただけですぐに潰れている。問題にしてきた原因物質は排水の中のどの物質かを議論してきた。排水が原因ということとは終始動かなかった。

ではセレンは間違いだったのか。少なくとも住民に被害を与えているのは間違いがない。主要な原因は有機水銀の方が大きかった。だけどセレンが無害で人体に何の影響も与えていないのか。有害で影響を与えていることが明らかだから原因物質と思った。しかし結果として主要な原因ではない。セレン、タリウム、マンガン、全部毒物であることは誰も否定しない。それが人間の体内に入っているのも間違いがない。それは被害とは関係ない物質という議論は間違いで、それぞれが被害を与えているわけですから、結果としての被害を切り捨てている議論です。だから、自然科学的に言えと言われれば、有機水銀を中心とした重金属の複合多重汚染です。環境ホルモンが問題になつてからは重金属だけというのも間違いかもしれません。

カネミ油症で有機塩素であるPCBが問題になった。日本政府がPCBの使用を禁止する。魚についても規制をかける。僕は水俣にいたから熊本県庁に電話した。県内で問題になる企業はと聞いたら、チツソに決まっているという答えでした。チツソの排水はPCBでも問題であった。水俣湾内でも魚を食べていたら問題になる量だった。水俣病は有機水銀中毒だと、有機水銀のなかでも特定の有機水銀だというのは間違いです。自然科学的にも正しい考え方ではない。

企業の争い方は一緒です。じん肺でもわれわれが粉塵が原因だと言うと、良い粉塵と悪い粉塵があると言う。粉塵のなかの特定の物質の、しかもその中の特定の大きさの粉塵が悪

いと。炭鉱で粉塵がもうもうと立ち込めていたときに粉塵の物質と大きさを特定せよとなる。われわれはふざけるなど一斉に抗議で立ち上がる。裁判所がまあまあとわれわれを止める。裁判長が「もう結構です。粉塵は悪いに決まっている」と言った。今PM二・五というでしょう。粉塵の特定の物質だけをみている。PM二・五という考え方が私に言わせるとナンセンスです。他の物質の、しかもその大きさが安全なわけではない。科学的に解明しないとダメだという議論はおかしい。責任逃れをするひとの論理です。

チツソ排水だと誰も疑っていない。特に排水被害についてチツソは漁業補償をしている。そのようなことを私が指摘した。それはそうだとみんな納得した。それをもっともらしい法律論にしろもらったのが学者の先生たちです。一次訴訟の準備書面に汚悪水論を書いたのは東京都立大学の清水誠先生です。澤井裕先生、牛山積先生、河合研一先生、平野克明先生、原島重義先生、私たちと議論してくださった先生方が汚悪水論を支持した。みなさん、熱心に論文などで言っただけで、東大官僚法学は絶対に乗らない。

汚悪水論というのは非常に優れた考え方で、環境問題の出発点となるのは汚悪水論でないといけない。原因物質、特定物質を追い求める考え方は間違いだ。もちろん必要な場面があることは否定しませんよ。それがはつきりしない限り何もできないかのように言う議論は間違いです。特定の目的のもてでは必要です。その目的がそれぞれ何かをはつきりしない

といけない。汚悪水論は、被害の全体像を捉えるという意味でも優れている、被害対策をいち早く取れるという意味でも優れている、被害の切り捨てを許さない議論ですよね。

汚悪水論の適用例はいっぱいでている。たとえば清掃車の後部の蓋が上にあがってゴミを放り込む。ゴミ収集車の親子の業者が自宅のゴミ置き場でゴミを取り出そうとしたら蓋が落ちて親子が挟まれた。お父さんが体が子供より大きいから受け止めて亡くなったという事件の相談を受けた。蓋が落ちたらいけないに決まっている。落ちたんだから欠陥車に決まっている、それだけで責任ありと、車のメーカーを訴えた。メーカー側の言い分は落ちないように棒で止めると指示をしている、普通落ちないのだから、落ちた理由は原告が主張せよ。落ちたらいけないに決まっているから落ちた理由がメーカーの原因でないことを証明しない限り、責任は免れない、という考え方が正しいに決まっている。

同じ議論がエレベーターでも起きる。九大エレベーター事件という。給食の台車を押ししている給食の女性がエレベーターを止めて乗ろうとした。後ろ向きで車を引っ張って乗る。扉は開いたがエレベーターが来ていなかったの転落死した。エレベーターが来ていないのに扉が開いたこと自体が欠陥に決まっている。国の代理人は「そういう構造のエレベーターです。ちゃんと確認せよと注意書きが書いてある」。そんなバカなという議論です。因果関係を細かくするのは責任逃れの議論です。エレベーター

ターが来なければ開かない構造にしないといけない。これは汚悪水論の考え方ですよ。同じことが火災事故です。火が出て被害にあった。出火の原因が何であろうと逃げられないといけない。

しばらくその理屈で勝っていたが、このごろ通用しない。裁判官が「要件事実を言え」と言う。「言う必要がない」と言っても頭から聞く耳を持たない。要件事実教育は、修習生の二〇期から始まったと思います。要件事実教育から言えば、汚悪水論はちゃんちやらおかしいとなる。そのような議論の結果から蓄積濃縮するというのがわかりませんでしたというチツソの言い分が出てくる。人間の体はどうやってできたのか。カタツムリの殻はどうやってできたのか。食べたものが蓄積して濃縮されたものが殻や骨になっていく。生物はみんなそう。それをわからなかったという理屈はなりたない。しかしそれを科学的にきちんと証明しろとあえて強調するのはためにする議論に決まっていると思います。

裁判をめぐるたたかい

水俣病の裁判は支援の運動に六〇年安保と七〇年安保の両方の影響がある。反体制運動の共産党支持対反共産党支持の争いと受け取られます。六〇年安保のときにはまだ話せばわかるという議論がなんとか成り立った。共産党攻撃、左と言われるなかで共産党支持と共産党に反対するグループの色分

けがはつきりできてきた。

われわれ弁護士に反対するグループと裁判所の前でぶつかったときも、彼らは「日共（日本共産党）は帰れ！」と弁護士を攻撃した。ほとんどの弁護士が共産党弁護士ではないと言つて怒つてた。私が『朝日ジャーナル』で違うと言つていると書かれたものだから、彼らはユーモア精神に富んでいるから私に「元日共」と言つた。バカバカしい話です。そのとき以来言われているのは、お互いがお互いを「同席しない」。われわれの一部の人たちも「同席しない」という方針をとりました。労働組合のなかにも違う系統の労働組合がある。そのなかで「同席しない」という方針がでる。これがずつと尾を引く。いまの市民連合まで尾を引いているように思えます。一部の系列のひとたちが私たちが弁護士とは「同席しない」と今でもおっしゃる。残留孤児は私が弁護士長をやりました。強制連行の労働者たちの一部の会は「同席しない」の適用です。私が同席しないのではなく、向こうが「同席させない」と言われる。

七〇年代の学生の安保闘争はゲバ棒です。相手を罵る言葉は「お前と俺は感性が違う」です。感性が違うと言われればそもそも話し合う余地がない。だからゲバ棒なんです。弁護士を攻撃する一部のグループはまさにそのひとたちが組織した会です。だから「日共帰れ」という声になる。一緒にやるなんてことはありえない。敵ですよ、もつと言えば私敵なんですよ。なんで告発する会と弁護士が喧嘩するのかよく

わからない」と関西大学教授の澤井先生がおっしゃる。澤井先生が熊本大学の富樫貞夫先生のところでの理由を聞いたら、「それは弁護士団に聞いてください」と言われたという話を紹介しています。

学者の役割

澤井先生は現場に来てみたらそれまで思っているのと話が違ふ。現場に法律のあるべき姿があると気づくわけですね。それから従来の中心メンバーを少し離れてわれわれ側の中心メンバーになった。公害弁連の集会に出ていくと普通は学者として参加するけど、澤井先生は「水俣病弁護士団の澤井です」と自己紹介されていた。水俣病弁護士団の一員と言われるぐらい入れ込んでいた。

弁護士団会議に出席された先生の数は少ない。私が水俣に行つて最初の仕事は学者の助けを求めることだった。まず日本科学者会議に行く。全国の実務の責任者は東工大にいた加藤邦興先生だった。「わかった引き受ける」「自分が責任をとる」とおっしゃった。だから弁護士団会議にずっと出た。国の責任論は加藤先生が構築した。だからその教えに従つて総論の準備書面は私が書きました。それから有機水銀の歴史もです。加藤先生は専門が科学技術史です。チツソの技術が水俣病の原因というのがいかにバカバカしいかというご意見です。科学技術というのは上部構造ですから、基本的には下部

構造に規定されている。科学技術は使われているにすぎない。だから責任の本質は国の経済政策の問題です。

日本科学者会議には全面的に協力していただいた。集会は一九七二年に水俣でやっている。青法協（青年法律家協会）もやりました。法律の学者の方は民主主義科学者協会（民科）法律部会です。民科はあらゆる部会があつた。それが潰れて法律部会だけが生き残つた。澤井先生はもともと保守正統派ですが、清水誠先生、牛山積先生、平野克明先生、河合研一先生、原島重義先生も民科の一員です。総力を挙げて乗り込んでいただいたわけです。弁護士団会議に先生方みんな出てました。

四大公害裁判の新潟では中心は宇井純先生です。われわれからすると私たちを批判していたグループだと言われていた学者です。新潟弁護士団で補佐人、要するに弁護士と同じことができる。法廷に出て証人尋問までできる。宇井純先生は科学技術屋さんです。チツソの技術論です。新潟の弁護士団は、有機水銀が製造工程中にいかにして生成されるのか、それがいかにして排出されるのか、詳細な準備書面を提出した。戒能道孝先生が『法律時報』でそれを絶賛した。日本の弁護士たちがこれほどすばらしい準備書面を書けるのか。われわれは「バカバカしい」という立場でした。

戒能先生が水俣に乗り込んできて、われわれ弁護士団におっしゃったことは僕は基本的に賛成なんですよ。先生は歴代大蔵大臣、通産大臣、チツソの歴代社長を全部法廷に呼んで責

任追及しろとおっしゃった。先生の書いた文章には、チツソの社長は勸進袋を提げて財界の喜捨を求めて回れと書いている。チツソの社長はちゃんと被害救済をやるべきだと書いている。戒能先生の助手論文で慰謝料の考え方があります。ひと思いで殺した場合と一寸刻みでなぶり殺した場合には被害額が違う。法律論の議論はなかなかそうはなりませんけど、私は賛成です。そうだと思います。慰謝料とはそういうものです。交通事故は一律で判断している。かならずしも正しくはないと思います。

民主主義の問題

私が「水俣に行きます」という話を福岡第一の諫山博先生にしたとき、びっくりしてなんでわざわざ水俣まで行って仕事をするのかと聞かれた。私は「公害反対闘争は民主主義の問題だと思います」と答えた。先生はそう思っていないかたのではないのでしょうか。少なくともそうだよねとは言わなかった。

公害反対闘争とは民主主義の問題とはなかなか考えられない。いまでもそうじゃないかな。いまの流行りの言葉で言えば国民民主権の問題です。誰が物事を決めるのかを根底から問う。たたかいは民主主義を貫徹することです。資本主義とのたたかいはない。国家権力とのたたかいです。権力とその権力に支配されている人との間では必ず続く。ふつう

はそうは思っていなかったのではないのでしょうか。それは次の社会の話だと。しかし公害問題は資本主義の害悪が目に見えるところで被害となつて出ている。

たとえば有明訴訟で福岡高裁から条理をつくした和解勧告がでた。一般的にはいまの紛争を解決するための解決策として提起されたと理解しているようです。有明の地域の問題は国民的財産なんだ、全関係者の話し合いで決めるべきだという問題提起です。それは問題解決の議論にすぎない、本当は出発点の議論でしょう。諫早干拓を始めるときにやっておくべき議論です。全関係者が集まって議論しておくべきだった。裁判所の勧告は出発点ですべきだった。それをしないからこんなことになつていく。いまからでも遅くないからやる義務がある。

現在起きている問題すべてそうです。石木ダムもそうです。国は福島原発の汚染水放流の必要性で自分の立場だけを説明をする機会をつくっている。それだと納得するわけがない。漁民の意見を聞く機会をつくらないといけない。諫早の問題も同じです。農水大臣は漁民と会って基金制度の説明をすると言っている。われわれは和解の席でいまままで一年間その説明を聞いてきた。拒否するという答えを出している。国がやっていることは説明をつくす、これは理解を求めめることとは違う。理解を求めるとは、国側の決定の説明をすることではない。何を求めますかとみんなの意見を聞くことです。民主主義の問題というのはそういうことです。それは国民民主権であ

る。「地方自治の本旨」でもあるものごとを決めるのは地域のひとびとたちである。公害反対闘争というのは一番わかりやすく被害が出ている。事前の議論をちゃんとやらなければならない。ところがそれを相変わらず認めない。被害補償を行うのは、操業を早く再開するための条件づくりにすぎないのです。被害発生を最初から防止するための議論が必要なのです。

労働組合と裁判

水俣病運動のなかで告発する会の中心人物は渡辺京二さんと労働組合の元委員長がいる。渡辺さんの方は水俣病問題を文化的にとらえている。石牟礼道子さん同様に近代の歪をいかにとらえるのかという発想になる。労働組合の元委員長の意見は、労働者がたたかう力なので、労働者が実力で勝ち取っていくことしか認めない。裁判というのは国家権力、支配の機構のひとつにすぎないという捉え方です。私も大原則として反対しない。国民が自分の力で勝ち取っていくのが「権利」だと考えている。裁判所はほとんどみんなお城にある。明治に裁判所をつくった時に水戸と金沢など以外は城内につくった。福岡の以前の裁判所もお城のなかにあった。久留米、柳川、八女もお城のなかにある。まさに国家権力の一機関です。しかしだから権利闘争に裁判所を使ってはならないとはならない。

彼に言わせると弁護士とは墓堀人足だと。たたかいに倒れた労働者を弔う儀式の最後の墓堀をするひとだ。私の立場からはその考え方は徹底的に間違っている。地域のみなさんと一体となって、地域社会の今後の発展前進を切り開いていく役割です。労働者だけで切り開くという発想ではない。水俣病の証言で一番わかりやすいのは、工場労働者が仕事をしているときに煙を出す。自分のうちに帰ると夕食時にその煙が家に入ってくるので工場に抗議の電話をかける。工場労働者としてはなく地域の住民として電話をかけている。三池労組ではじん肺の裁判が一番遅れた。炭じん爆発の事故も組合の制止を振り切って、一部の組合員が裁判を起こしている。まともな組合幹部の一部の方が裁判を嫌うのは裁判で勝たないと考えているからです。裁判で敗れることによって自分たちの力で勝ち取ってきた成果まで奪われることになる。組合の力が落ちてきている。裁判では勝てないという大前提です。水俣病で勝てたじゃないか。そう言って裁判を起こす人がでてきた。三池のじん肺裁判が提訴では一番後です。これも組合の支援を受けていない。組合として全面的に支援したのは建設労組です。建設労組がいままでアスベストまでたたかうことになる。

自由法曹団

私が新人一年生として福岡第一に入るといことは自由法

曹団に入るといふことです。自由法曹団は権力と正面からたたかう立場にある。逮捕されたときに国家権力の最先端たる警察といかに喧嘩するか。福岡第一に入ったときには枕元にはいつも鞆、着替えと折りたたみ傘を置いてました。一週間ぐらいは家に帰らないぐらいの態勢をとっていた。「逮捕された」と夜中に電話があるのは当たり前のことだった。

公害弁連は一九七二年にできます。自由法曹団とは直接の関係はありません。たまたま自由法曹団員が多い、主力メンバーは自由法曹団員です。ただそうでもない弁護団もあります。その場合たまたかの方が決定的に異なっているように思えます。いわゆる医療過誤訴訟の弁護団もまた少し取り組み方が違います。必ずしもニュアンスが一致しない。環境派の弁護士も自由法曹団員が多いのではないかと思う。

現場での取り組み方でももの考え方が違ってくる。原発でも国を被告にするのかしないのか、求めるのが完全賠償なのかどうか。われわれは裁判の請求では完全賠償額を請求するなんて言わない。いわきの完全賠償請求グループが先行して仙台高裁で判決を受けることになる。さらに汚染水の海洋放流差し止め裁判を起こした。心配している部分がある。その意味は汚染水の問題を正面から取り上げるためには水俣病をまず理解していないといけないと思います。それとカネミ油症の環境ホルモンの議論を理解している必要がある。いわきの広田次男弁護士は産廃問題の全国の事務局長をしましたから、環境ホルモンをわかっていないといけない弁護士だと

思います。水俣病、カネミ油症両事件の教訓は国の基準値を守ることは被害発生を防止するためには十分な条件ではないということ。安全の担保にならないということをよくわかっていないと排水の差し止めをできるのだろうかということを考えます。『前衛』の座談会で河合先生と話したとき、弁護士をできるだけ広く集めようと話しましたが、そのような発想になっていないようにみえます。一部の弁護士で始めたのではないですか。公害反対闘争の教訓が生かせるのか。大丈夫なのか充分検討してほしいと思いますね。

集団の力

九州大学の医学部の教授がスモンの患者さんたちの集会で「水俣病をやった弁護士たちは勝つて左団扇だもんね。金儲けでやっているのだから」と発言したという話があります。怒った患者さんは「違いますよ。金儲けしていませんよ」と言ったという話を私にして下さった。アメリカの汚染問題の裁判は勝てば大リーグのチームが買える位の収入があり得る。ある意味博打を打っているわけですね。それが可能なのは被害者の囲い込みができるからです。クラス・アクションです。被害者を囲い込んで委任状をもらって、代表選手の裁判をやっている。たとえば被害者を一万人囲い込んで合理的であれば十人の裁判で勝てばそのクラスのひとごと全員同じ金額がもらえる。大人数の裁判をする必要がない。

一人の裁判をやるうと思えば一人に対応する弁護士がいるのが日本の制度です。私たちは被害の立証を軽減するために包括一律請求という理論を持っている。つまり実務的にはひとりひとりの損害論をやらない。包括した損害論しかやらない。何のために裁判をするのか。完全賠償と言うと判決で認められた額以上の話はないわけですね。認めなかったのは裁判所が悪いといっても裁判上請求はしたわけで判決はそれ以上を明確に否定したことになります。われわれの包括一律請求は総額を請求していない。包括して請求したけどそのひとの損害として全額を請求したわけではない。損害の全体像は明らかにしたけれど個人的損害は手抜きしたわけですよ。手抜きした意味は何かというとそのあとの集団の力でとるぞと言っている。裁判で全部請求しているわけではない。裁判では請求していない分がまだ残されている。それを集団の力で勝ちとる。

裁判の目的は責任の所在と大きな被害の全体像を明らかにすることです。裁判所が判決で認めた金額はわれわれから言えば慰謝料であって、実際の損害の補償はまた別にある。それはわれわれが交渉で勝ちとってみせる。水俣病ではそれをやってみせた。判決以上のものをはるかにたくさん取りました。告発のみなさんが後で交渉して自分たちがとったと言うけれどそれは違います。われわれが判決直後に五月までほとんど交渉でとっています。私が『弁護士団だより』でその経過を書いていきます。

完全賠償を請求すると言っている裁判は判決後のたたかいをしないということになっていることになってしまふ。賠償額を全額裁判でとるのが目的です。アメリカの弁護士はまさにそうです。賠償額をとるのが目的であって、しかし後の被害をどうするのか、食品行政なり薬品行政なり、行政を変える運動と捉えない。それは法律家としては別に珍しい話ではない。

それが如実に出たのが予防接種の裁判です。主力弁護士は、東京の弁護士団です。いわゆる法律家としての発想です。被害にあった子供の面倒を誰がみるのか。施設をちゃんと考えないといけない。「それは運動体でやってください」と言われて、「法律家の仕事は何か」と聞くと、「責任を判決で認めさせて、額も最高の額をとってみせる。裁判で勝ってみせるといのが弁護士の仕事なんです」というやりとりを東京の弁護士団とした。予防接種の中心メンバーだった弁護士の一人は最高裁判事になって、牛島税理士訴訟の裁判官を務めてもらって私たちの請求を全面的に認める判決をした。

労働組合の弁護士

労働組合の弁護士はだいたいそういう発想をしています。世の中を変えると言いながら、弁護士の取り組みとして世の中を変えることを中心課題として考えていないようにみえる。裁判が連帯したたたかいになりにくい。あくまでも企業

内の一つの労働組合のたたかいなんです。過労死も全労働者の問題になったというのは極めてまれな例のようにみえます。そこが私たち公害弁護士と決定的に違うと思います。一番おかしいと思うのは労災は全国で同じような被害がある。労働組合なら同業者の組織があるのにそれを全国的な取り組みとしてやろうとしないのはおかしいと思います。

三池の炭じん爆発の裁判は労働弁護団の団長、幹事長、福岡でもそうそうたる弁護士がいました。同じ時期に筑豊の山野炭鉱の炭じん爆発の裁判を起こしました。同じ爆発事故時期も同じで企業も同じ三井で裁判を起こした。われわれは二年半で解決した。公表してませんが和解金額は一千万円を超えました。公表してませんが和解金額は五百万円という名目です。そのあとの三池の判決金額は五百万ですよ。プラスが付いていない。同じ話が夕張で炭じん爆発が起きて裁判になる。金額は同じです。表に出た私たちの和解金額が全国水準になった。それでも五百万というのはその時の金額としては高いです。爆発をしたときの金額です。イタイイタイ病の一番判決が五百万です。早く解決しておけば五百万円で済んだ。私たちも上乘せ分名目は何でもよろしいというやり取りになる。当然それは公開しない。

過労死の事件で法律改正の議論になった。そのときに過労死で勝った事件の弁護士が厚労省に乗り込んで注文をつける場面がテレビで放映されました。われわれ諫早との決定的な違いは、担当大臣と会うとき弁護士だけで面会したこと

す。われわれは漁民が必ずそばにいます。過労死の遺族や一緒にたたかう仲間が大臣との交渉の場面で一緒にいない。全体の運動だと思っていないようにみえてしまいます。それが全体の勝ち負けにもかかわってくる。結果的には全国みんなの力を信用していないと言われてもしかたがない。法律の力で少なくとも企業内組合の力で勝てない事件はどうするのか。裁判で勝てなくても実現できる、裁判所で負けても実現できるようなたたかい方をする。私たちは組織がないのが前提です。組織がないところから出発する。労働組合は組織があるところから出発しているように見えてしまう。

われわれの山野炭鉱の爆発事故の裁判は実働三〇人です。三池の労組の婦人部の面倒見がいいおばちゃんがいて、怒っている。「自分の三池の裁判はちつとも進まない。山野炭鉱は二年半で解決した。なんで私の方の裁判をもっとがんばらないのか」。山野炭鉱では団長に次いで二番目に偉い若い事務局長が、三池の裁判では一番下っ端でお叱りを受けている。国労の組合潰しで国鉄が私企業に変わる。国労を徹底して潰す。久留米の駅前で国労の労働者のみなさんが座っている。私を通りかかると「先生も一緒にがんばって下さいよ」と声をかけられるけど、「がんばりたいけど、組合が私を使ってくれない。弁護士を幅広く呼びかけるように要求して下さいよ」と答えていました。沖縄の基地問題でも県知事が取り組んでいる事件で弁護士に県の代理人になってくれるように呼びかけたら一万人、二万人集まったと思います。全国の弁護

士が沖縄県民のために集まる。実質的効果があると思います。なぜそれができないのか疑問に思います。ただ働きの弁護士がいる一方で顧問弁護士にはお金を払わないといけない。それで飯を食っているひととボランティアでお手伝いのひととの違いがでてしまうことが具合が悪いということなのだろうか、などと思ってしまうと思います。

問題の解決とは何か

私とだいたい同じ時期に弁護士になった先生が本を出版されているのを見ていろいろ考えました。労働弁護団の活動が中心なんです。私とは決定的な発想の差がある。結局、勝つためにどうするかという問題提起ですよ。それは私と同じ問題提起なんですけど、勝つとは何を意味するのか。裁判をどう活用するのかという発想が根本から決定的に異なる。本には「どうしたら勝つのか」という帯が付いている。そこで言われているのは勝つとはその裁判に勝つことです。裁判に勝つことしか考えていない。依頼者が勝訴するための裁判ですよ。私から言わせると最も狭い勝ち方ですよ。依頼者に依頼された裁判を勝つ、そのためにどうするか。裁判の訴訟指揮を、裁判所に全面的に任せるわけにはいけないから、訴訟指揮を自分がしなければならぬ場面があると言っています。裁判所が訴訟指揮をするということが当然の前提

決まっているという発想ですよ。

何が違うのか。その本で言われているのはその裁判に勝つことがすべてなんです。その裁判がおかれている全体の状況が頭にならない。その裁判で勝つのは問題になっている全体のうち一部分の解決です。われわれは抜本的に根絶しようと思う。八代の人絹の労災の事件もそうです。頼まれた原告の裁判に勝つというのは出発点であって、到達点ではない。人絹企業が起こしたような硫化水素の労災を日本中の同じ企業からなくそうやという発想ですよ。

この事件で裁判に勝つということは全体の取り組みのなかのどこに位置付けられるのか。そのためにはこの裁判をどうするかという発想です。頼まれた原告の労災を裁判で勝ちとるところには主眼点はない。今後の運動を展開していくためにはこの裁判をどうやって取り組んでいくのかという発想です。裁判を勝つための訴訟指揮だと裁判長に委ねていてもいいでしょうけど、そうではなく、全体の問題に勝つために裁判をどう使うのかと考えたら、裁判全体の進捗を裁判長に任せてはいけないに決まっている。われわれが訴訟指揮をしないといけない。その発想の違いがよくわかる。労働事件をやる弁護士の発想は大体この本と同じだと思います。公害をやる弁護士の発想は私の方の発想です。それぞれ五〇年の経験と言っているので非常に面白いと思います。

どういう裁判をするのか

牛島税理士訴訟もそうだったんですけど、それぞれの職種団体が持っている政治団体がある。弁護士会も当然持っている。われわれも参加している。弁護士会出身の議員を党派にかかわらず全員応援するからです。当然ながら自民党から共産党までの全議員を応援している。特定の政党に政治献金するわけではない。南九州税理士会はそうではなくてまず会員全員強制加入ですよ。しかも政権与党の議員しか応援しない。われわれはこの税理士会の政治連盟、政治献金を強制的に徴収したことをめぐって争って最高裁で勝った。最高裁判決の読み方で一番狭い読み方は税理士会が強制加入団体だからいけないという読み方です。その読み方は間違っているに決まっている。

そのことを正面から争われることになったのが医師会です。医師会そのものは争うことはできなかったが、歯科医師会の政治連盟で争われることになった。これは強制加入団体ではない。歯科医師会に加入しなくても仕事はできる。歯医者さんが歯科医師会に入会しに行ったら自動的に政治連盟に同時加入になっていた。ほとんどのひとが意識していない。政治連盟の会費を支払い続けてきた。牛島税理士訴訟で勝ったから急に意識するひとたちのなかからおかしいじゃないかという人が出てきた。「政治連盟を辞めたい」と申し入れをしたら、「どうぞお辞め下さい。ただ、同時入退会なので歯

科医師会も一緒にお辞め下さい」というのが歯科医師会側の回答です。「いや、歯科医師会には入っておきたい。政治連盟だけ辞めたい」とそれはできません。同時入退会というルールになっているから」というのがそもその問題です。

どういう裁判をすればいいのか。労働事件の弁護士たちがどう答えるかわかりませんが、そのまま受けるのではないですかね。鹿児島的事件では素直に受けて、政治連盟を辞めさせないのがいけないという裁判ですね。私どもの発想から言えばそれは間違いです。何がいけないのか。辞めさせないのがいけないのではなく自動的に入れるのがいけない。われわれは福岡県の歯科医師会と政治連盟相手に入会無効で最初から政治連盟の会員ではないことの確認を求めた。われわれはさらに歯科医師会に入会したときからの政治連盟の会費も返還を求めた。歯科医師会の会費と同時に政治連盟の会費も自動引き落としされる。最初から全員強制的に入れるのがいけないというわれわれの主張を裁判所はそうだと認めた。

具体的にどうやって解決したらいいのかという話になる。自動入退会がいけない。それを認めさせるためにどうしたらいいのか。形式論理から言えば一応本人が確かに入会申し込み書を提出している。歯科医師会と政治連盟の入会申し込みを形としてしていることは事実です。しかしその手続きを実際におこなって受け取った側が問題です。その手続きをしたのは歯科医師会の職員です。政治連盟の職員ではない。そも

そも政治連盟の職員はいない。手続きが最初からダメで歯科医師会の職員が、政党と同視される政治活動を行う政治連盟の仕事をしてはいけないのである。だからわれわれが勝つに決まっている。歯科医師会側はそれに抵抗する。

この問題に勝つということはどういうことか。われわれは内容証明を銀行に送った。銀行が本人の了解なしに政治連盟の会費の自動引き落としの手続きをしている。横領罪になりかねない。銀行は自動引き落としの手続きを歯科医師会の依頼に基づいてしているのであって、政治連盟の自動引き落としの依頼を独立した手続きとして受けていないし本人は全くその認識がない。その手続きを銀行がしている。横領罪、場合によっては窃盗罪になる。少なくとも本人の意思を確認する必要がある。これがわれわれの妥協案です。いままで取った分はどうするのかを本人に尋ねる必要がある。いまから先どうするのか。それは歯科医師会が確認をやるべきだと思っけれど、歯科医師会がやらない場合には自動引き落としをした銀行がやらないといけない。これが効いた。歯科医師会が確認すると当然これまで支払った会費を返還してほしいと求める会員が出てくることになる。問題になっているとわかったひとたちから辞めるひとがでてきた。

権利をどう考えるか。それはすなわち裁判をどうたたかうのか。裁判とは何か。裁判というのは問題を根本的に抜本的に解決していく、過去の清算をするのではなくて今から先どうしていくのかという問題提起です。われわれの方の裁判は

判決にはなりません。五回ぐらい和解協議をやりました。基本は歯科医師会と政治連盟を分離しるです。電話番号をわける、職員もわける、事務所もわける。まだこれができていない、と注文をつけていたら裁判所が怒りだして「いいかげんにしてくれ。全面的に勝訴判決を書くから後は自分たちで話し合ってください」と。「判決は結構です。いまの和解条項だけで結構です」ということで和解しました。福岡の歯科医師会の話は一般的に宣伝にならない。問題点は会員の方にあまり浸透していないのかもしれない。南九州税理士会の裁判では相当な数の会員の皆さんが払う筋合いはないと会費の返還を求めました。

何のために裁判をするのか

何のために裁判をするのか。裁判に何を求めるのか。そもそも権利を守るとはどういうことなのか。弁護士の責任だけでなく当事者の責任でもある。なぜその事件の解決だけを考えて、全体の根本的抜本的解決を見据えた取り組みの発想にならないのか。その顧問弁護士が法廷闘争の側面に限定しているということがある。

大衆的裁判闘争と自由法曹団では言う。たたかいの主戦場は法廷の外にある。すなわち現場のたたかいによって世論を動かしていく。税関の手続きをやっている労働組合の事件が起きた。各地で取り組もうという話になった。東京、横浜、

大阪の三つの裁判所で裁判があった。自由法曹団でも報告がある。そのときに流行った言葉がどうやって勝つか。「裁判官を飛躍させよ」という言葉がそのとき流行った。当然のことながら同時進行していった事件で勝つ裁判所と負ける裁判所が出てきた。

同じ水俣病の裁判でも同様に勝つ裁判と負ける裁判が当然出てくる。なぜ勝つところと負けるところがあるのか、徹底的に討論をします。もちろん、労組の裁判も議論をしたと思う。その総括がわれわれにはわからない。勝った裁判はどうやって裁判官を飛躍させるのか。三つの裁判所が同じ単一の労働組合の取り組みなのになぜ同じような飛躍させるたかいいにならなかったのか。勝つ裁判と負ける裁判の差異はどこにあったのか。共通のたたかいとして、日本全国の取り組みとしてどうやって克服するかという結論にならないといけない。

私は大阪の先輩弁護士に、勝つ裁判所と負けた裁判所が出た理由と克服の仕方、全国の展開について教えてください、そのような議論になっていないのではないかとお手紙を書いた。まったく無視されました。うまくやったら勝ち、やり方がまずかったら負けというふうにししか理解できないために、全体で前進していく方向の議論にはなっていないと自由法曹団通信にも投稿しましたが、これも無視され答えはないままでした。縦割り行政と同じです。組織内労働組合、公務員ですから、全国で統一した取り組みの総括が公表できないとお

かしいと思う。

たたかいとは何か

たたかいとは何か。私の答えは決まっています。権利闘争だ。もちろん憲法にはたたかつて自分の力で保持せよと書いてあるけれど、書いてあるのが、書いてなからうがそれに決まっている。憲法に書いてあるから権利として認められるという考え方は間違いだと思います。しかし弁護士のかなりが本能的にそう思っている。

平和は九条があるから守られるという発想です。違うでしょう。九条がなくても平和を守らないといけない。戦争はいかに決まっている。九条がない国に行っても平和は守れないといけない。九条を守らないと平和が守れないというよな議論はおかしな議論です。平和を守るといふ国民の力で九条も守っている。日常生活の権利を守らないと九条も守れない。戦争をするためにはまず自分の国の国民の権利を制限し奪わないと戦争はできない。命令一下でたたかわせる、人を殺させるわけだから、人を殺すなんてできないとそれぞれが主張したら戦争にならない。国民は国の方針に反することは言ってはならない、それは許さないといいことを完徹することが戦争をすることができる大前提です。権利を奪うということなんですよ。戦争を防ぐためにまず国民がみんな自分の権利を守ると言ってそれぞれが権利闘争を行えば、そも

そも九条を変えろという話にはならない。日常の権利闘争と切り離れたところで九条を守るという運動はおかしい。

権利は法律に書いてある、法律で認められた権利だ、憲法に書いていないと権利ではない、環境権を憲法に入れようや、人格権を入れようやという議論になる。人格権は憲法には書いていないけれど、場合によっては憲法よりも上位概念かもしれない。人としての尊厳を守らないといけないというのは憲法条文の文言以前の前提であってそもその出発点であって、それを憲法に書かないと認められないというのはそんなバカなことです。憲法に、法律に、書かないと守られるべき権利ではないというのは間違っている。そもその発想の違いがずっと尾を引いている。日本国憲法の社会権によって初めて労働者の安全保護が認められたという議論を始める。近代市民社会の基本原則、あるいは、もっと前からある。どこまで戻るのが、少なくともマグナ・カルタまで戻れる。

私たちが炭鉱災害や公害裁判で「資本主義百年の歴史を問うている」というのはそうです。それはいまが資本主義の社会だからです。社会主義らしき国でも権利闘争が必要なのは全員認める。だから資本主義独自の宿命ではない。本当に権利が貫徹されているといってもやっぱり権利闘争は起こるのではないのでしょうか。報酬にしても分配の方法についても少数者の問題が起こるのではないか。たたかいという言葉になるかどうかわかりませんが、少なくとも調整をする、それ

を権力機構に任せるわけにはいかない部分が出てくる。不満を持っているひとの代理人、その意見を代弁できるひと、それをちゃんと聞く制度が必要なんじゃないですかね。

日本のマルクス主義法学

原島重義先生はカントの専門家とおっしゃっています。ドイツのカントの専門家たちとまともに議論できると。日本のマルクス主義法学はソ連が崩壊したらあつという間にぶつ潰れたように見える。私は「先生、なんでこんなことになるのでしょうか」と尋ねたことがある。「マルクスしか読まないからです。せいぜいヘーゲルまでです。カントをちゃんと読んだ人はほとんどいない。」久留米大学において一連の著作がありますけど、われわれは執筆と同時に進行で先生の話を聞いてきた。月に一回講義を聞いてから食事会をしていた。

原島先生の話は裁判に役立つところではない。先生は私たちのたたかひのためにわざわざ論文を書いて下さっていた。一定の時期からお書きになった論文は、全部そのときどきのトピックスの解決のための論文です。一定の時期先生は債権の論文をお書きになる。たとえばタクシーの組合が抵抗運動でストライキの方式としてメーターを自分で取り付けるのを拒否した、それを処分するのは違法に決まっているという論文をお書きになる。本来、物権の専門家が書く論文では

ない。

日弁連が福岡で差止訴訟のシンポジウムを開いた。そのときの議論が差止の仮処分と行政の取消訴訟です。原島先生と行政法の専門家として近藤先生が呼ばれた。そのときの論文を先生は書かれた。それがそのまま筑後大堰の裁判に適用できるわけです。明らかに筑後大堰を念頭においてらつている。公共事業による開発行為の差止です。普通、不法行為の差止の議論をやる時には債権の専門家の議論になる。一番の主題が権利侵害即差止なんです。物権の請求について日本の法律はそうだろう、それがなぜ、物権侵害が行われているのに債権の議論である利益衡量論をもってこられるのか、おかしいだろうがという議論がでてくる。本来は物権(権利)の侵害行為が認定されるかどうかだけです。認定されれば論理的に即差止に決まっています。

ところが、利益衡量論を物権に持ち込んだひとはたとえは私も講義を受けた舟橋諄一先生です。舟橋先生が有斐閣法律学全集で物権法をお書きになる。そこで利益衡量を持ち込まれたわけです。一七七条の對抗要件で登記が必要な場面はどのような場面か。食うか食われるかの関係のときに對抗要件が要求される。これはよくわかる議論です。ところが、具体的に適用のなかで利益衡量、両方の利益を比べて勝負が決まる。舟橋先生の物権法の本の内容は一七七条の對抗要件が三分の二ぐらいです。一般的にはほとんどない教科書です。われわれにとつてはとつても面白い教科書でした。むしろ実務につ

いてからのほうがあの教科書の意味がよくわかる。原島先生は助教授だったから、舟橋先生のもとで資料を集めている。結論は大反対だと思えます。不本意な仕事だったと思えます。

原島先生から私は教えを受けましたので、利益衡量については非常に敏感です。この考え方がいかに権利侵害をするものか、日本の権利の考え方を大きく間違えさせた論理です。私の誤った理解かもしれないがその道をひらいたひとは末弘徹太郎先生ではないかと言われているように思います。

当時マルクス主義法学の一番は川島武宜先生ではないでしょうか。原島先生のお話で、学会から帰ってくるとその時の話をしてくれる。若手の優秀な人たちが川島先生に食ってかかっていない。最後、劣勢になってとうとう怒って、「お前らわりまで暗唱してみせることができるぞ」と怒鳴ったという話を覚えています。

権利とは何か

私がいつも言う権利概念は川島先生の法学教室という当時の受験生が読む七冊の小論文集のなかの説明です。芝生があつてそこに丸い柵があつて、その柵の中に立ち入り禁止の立て看板がある。この柵の中が権利です。権利は立ち入り禁止に決まっている。柵を作ったのは自分の力です。権利は自分で一定の支配領域を確立している。自分の支配が確立して

いないと権利ではない。国からお墨付きをもらったわけではない。自分の力で確立して支配している。権利は自分で守るのが当たり前なのです。

これがアメリカ民主主義の原点だと思います。自らの支配する権利領域に立ち入ってくる者がいれば自ら銃をぶっぱなして阻止して当然撃ち殺されても文句が言えない。権利侵害と民主主義は私の頭のなかでは一緒なんです。自分の支配領域があつてそれを侵害するものがあれば撃ち殺して構わない。自分の支配を守る力を国が一方的に制限するのは憲法違反です。だからアメリカでは銃の規制はできない。銃だからいろんな議論がでてくる。この時権利侵害を阻止する方法を問わない。なんであろうが権利侵害は許されない、それを実力で守っていい。それを守れないように法律をつくるのは憲法違反です。それがアメリカで銃の形で議論になるからある意味ではわかりやすい。

日本のマルクス主義法学のトップは渡辺洋三先生だと思います。私は清水誠先生、戒能道孝先生からも指導していただきました。それがソ連の崩壊とともに吹っ飛んだように見えました。少なくとも読まれなくなつた。われわれの学生時代は渡辺洋三先生が書いた岩波新書を読むのが当たり前だった。入会と公害に関しては戒能道孝先生で勉強する。清水誠先生はある意味では我妻栄先生の後継者です。

原島先生が書かれた本の中で我妻先生を高く評価される。それはナチス法学をきちんと正面から批判した先生という評

価です。法律論はもちろん学者としての姿勢ですね。原島先生の「わが国における権利論の推移」という論文のなかでは末川博先生の姿勢を高く評価されている。哲学的には京都大学の磯村哲先生を非常に尊敬されていた。その先輩が加古祐二郎先生です。加古先生は法原理の議論です。原島先生は加古祐二郎先生をとつても尊敬するというより大好きだったと思います。末川先生の騒ぎで京都大学を出された後、加古祐二郎先生は立命館大学に教授として行く。原島先生が集中講義に行かれたときの講義録が論文として出版されている。その論文の冒頭で立命館大学は加古祐二郎先生が学者としての生活をした大学だと書いておられる。

日本では権利概念は充分議論されていないと思う。民法七〇九条が口語文に変更される時に正規の法制定手続きをとること無しに実質的に改正されたという話を私が一生懸命しても自由法曹団の弁護士でも乗ってこない。これが一番肝なんでしょうよと言ってもなかなかその意味をわかってもらえない。いまの弁護士たちはこのような権利概念についての教育を全く受けていないのは残念です。

われわれも九大だからそのような授業を受けたのだと思います。教授はみんな市民法の基本の理念を理解している教授だった。具島兼三郎学部長以下ですね。具島先生は「法学部の教授会は一時間かからないで終わるのが自慢だ」とおっしゃっていた。法律家は無駄な議論をしない。リーガル・マインドと言う言葉を強調されていた。

当時団藤重光先生の刑法を司法試験でみんな勉強する。団藤先生の議論は「決定されつつ決定する」。自由な意思に基づいてあえて悪いことを悪いと知りつつ実行したから非難できる。ところがマルクス主義だと決定論、大きく言うとなら社会法則に基づいて行動すると考えられる。井上祐司先生から習った自由の定義は、自然科学だけではなく、社会科学の法則を認識して、それに従って行動することができ、行為することができる。これが自由です。まず認識できないと自由ではない。認識できない一番大きな理由は貧困でしょう。正しく社会法則を認識できなかった。その結果、正しく行動できない。それは非難できない。団藤先生によれば、決定されつつ決定する。大きくは決定されているのだけれど、自分で選択して決定した部分がある。それが自分の人格をつくっている。いまの形成された人格が犯罪を起こしている。だから団藤刑法学は人格形成責任なんですね。決定されつつ決定するというのは弁証法のようにみえるが、言葉だけで本当の弁証法ではないと井上先生が授業中にお話しされた。井上祐司先生の決定論の議論を徹底して二年間ゼミで習いました。

諫早干拓問題

諫早の問題は、開門ということの問題を限定して議論した農水省の戦略勝ちです。われわれは何も開門だけを要求しているわけではない、有明海を含めた有明地域全体の再生を要

求している。だから諫早干拓事業差止訴訟ではなく「よみがえれ！有明訴訟」なんですよね。その論点をすり替えられ矮小化された。官僚は論点をできるだけ狭く設定して、本質的争点をずらしてきた。逆に言うと、客観的には開門しないことには解決しないに決まっている。われわれにとつて開門というのは出発点です。それがあくまでも到達点のようにすり替えられた。それでも裁判に勝って開門に成功できるはずだった。われわれの方がそこで戦術を誤って失敗した。確定判決が執行されないのは前代未聞です。

当時政権党であった民主党が失敗したのはなぜか。民主党がきちんと政権を運営できれば開門できている。しかし民主党がほとんど政策を実行できずにぶっ潰れた。国民みんなが失望です。これならまだ自民党の方がいいという空気になった。このようなことがどこから来たのか。私にはやっぱ権利概念だと思えます。民主党は権利が充分にわかっていないと思います。鳩山さんが安保で潰れる。福島原発の件は大きかったです。菅さんは気の毒です。福島原発事故が起きなければ菅さんはもつとやれたのではないのでしょうか。原発がなければ諫早の開門ぐらいいはできていたと思います。福島原発のドタバタ騒ぎ以降、官僚が民主党政権の言うことを聞かないのは当然という空気になった。

福岡高裁が出した和解勧告文を歴史的文書としてきちんと実行させることができないのはわれわれの力の限界です。私はあれは歴史的な文書としてきちんと後世に残すべき文

書だと思う。決して今の錯綜した事態を解決するためだけの文書ではない。いま錯綜した事態を解決するための文書として読まれているけれど、そもそもなぜ錯綜した事態が生じているのかという問いかけをしないとけない。こんな錯綜した状態になったのはなぜか、どうしたらこんな状況にならなかったのか。出発の最初から和解勧告文の通りにやっておけばよかった。やっていないからこんなことになった。この和解勧告文書をきちんと書くとしたら「そもそも最初にやるべきでした。この事業を始める前に、みんなの合意のもとにやっていたらこんなことにはならなかった。いまからでも遅くないからもう一回初心に立ち返ろうよ」とそう読むべきです。これは今生じている紛争のすべてに適応できる。和解勧告文が言っているような利益を有している全当事者の議論、合意のもとに何かをする、それが近代市民社会の本来のあり方です。裁判所は本来の公共事業の原則の姿を確認しようね、その通りやろうねと言っているのです。

それは理屈だけの空理空論なのか。裁判所が自信をもって言ったのは川辺川ダム問題があったからだと思います。われわれは話し合いはきちんとできると裁判所にだいぶ言った。川辺川ダム問題の住民討論集会です。あれはひとつの県の問題だから県知事主導でいいけど、四県にまたがっているから国が主導しないとけない。国がまともにちゃんとやる気になればできる、決して空理空論ではない。裁判長はそうだよ、できると判断したのだと思います。

沖繩の問題もそうですけど、国は二面性をもっている。訴訟当事者としての国と本来きちんと国民のための政治を行うべき政治的主体としての国です。本来きちんとした政治を行う国はどこかに消えてしまつて、裁判を始めるとにかく裁判に勝つことが自己目的化している。国が本来あるべき姿はどこかに飛んで、この裁判に何が何でも勝つためにどうするか。とんでもないことを平気で主張し実行するのが国の代理人です。弁護士なら恥ずかしくてできないことを国の代理人が平然としてやる。しかもそれが裁判官ですから。裁判官がこんなことを言っているのだからと思うことがたびたびです。

国が本来あるべき姿を最初から見失っている。レーニンが言うように政党というのは利益集団の代表ですが、自民党が代表している利益集団の利益を国の代理人が恥ずかしげもなく代表して主張している。これまでは恥ずかしいことは少なくとも表面的には見えないようにしようという含意での節度を持っていた。いまはそれが見えても構わない、とにかく相手を押し潰す。相手に付度させてでも実行させる。そのことがわかつているのに裁判所はあえてそれに乗る。

民主党政権に対して長崎県知事が従来の自民政権の主張通りに開門の実行を抵抗した。それを中央対地方の争いだと一部のマスコミが評価した。国を官僚だと思えば長崎県知事と官僚は一体となっている。国と地方自治体は対立していない。民主党政権と対立しているだけです。官僚と長崎県知事

は同じ立場です。それを国と長崎県が対立しているというウソの図式を描いてはいけません。民主党がそれを貫くだけの能力がなかったのは不幸です。力はどこにあったのか。小沢一郎さんが中枢に座っている限りはある程度は実行できたと思っています。民主党政権の実行能力を失わせるために真つ先に小沢潰しをやった。民主党の実行力が失われたように私には思えません。

弁護士の仕事

社会正義とは、私に言わせると権利侵害から守るだけでなく、権利をより拡大し、かつ堅固なものにしていくことです。権利概念は常に拡大されていくものだと思います。それを実行できるようにするのが弁護士の仕事だと理解しますけれど、では具体的にどういうことなのか。

江上武幸先生と高橋謙一先生が中心となって私の古希記念の論文集を出して下さった（記念出版編集委員会編『勝つまでたまたかうー馬奈木イズムの形成と発展』花伝社、二〇一二年）。私が言っていることは何か。要するに、いま起きている問題をそこで現象的にどう解決するかではなく、根本に立ち返って根本的に抜本的に解決するために取り組むのが私の基本であると正しく評価してくれている。これは自由法曹団の大勢にはぜんぜん受けなかったように思えます。問題点を充分意識してもらえないと感じています。

事件が来たときに単独の個別の事件とは思わない。まず自分の問題として解決するというのが大前提です。自分の問題として解決するためには地域の問題として解決しないと解決できない。地域の問題として解決しようとしたら他の地域でも同じ問題が起きている。ではみんなで手をつないで解決するという発想です。

弁護士みんなそうだと思う。その事件をそのこと限りです。ここでやめるかそれ以上抜本的な解決まで取り組みを考えて、この問題の解決は全体の解決のなかの一步としてやろうと思ふか思わないか。だから当然のことながら、私たちは地域事務所と自分の事務所を呼ぶわけです。これがあるひとたちは護民官と訳すわけです。私は賛成しません。護民官というのは優越的地位です。権力です。法律事務所が権力であるわけがない。共闘組織の一員です。久留米の私の事務所では各種団体の会議をやっている。筑後川水問題研究会はその最たるものです。

共闘組織をいかにしてつくっていくのか。私が水俣に行ったときは仲間づくりを真っ先に考えた。私が考えた仲間づくりは同志たちの結集です。板井優先生は、同志づくりなんだけど、相手のひと、自分たち側でないと思われるひととかに連帯していくかまでをみている。そこが板井先生が決定的にすぐれている私との違いです。私は終わりごろになってようやくそのことが理解できた。どうして板井先生が最初からその発想に立つことができるのか。出身地の沖繩の問題が大

きいですかね。沖縄の環境がそうなるのか。

労働弁護団の五〇年の総括も決定的に違うなと思います。なんでこのような発想になるのだろう。日本の労働組合のひとつの典型ですよ。労働事件をやっている弁護士たちは組織的な運動をやっていると思ってるのだと思います。出来合いの限定された組織の範囲しか考えないように私にはみえます。自分で組織をつくっていくという発想が弱いようにみえます。そういう立場に立ってる弁護士は小さい中小企業の事件をやった弁護士ではないでしょうか。大きい組織だとしてもすでに存在している組合に限定されている。ただそれでも一からつくるわけではない。われわれ公害裁判の弁護士は組織のないところから一からつくる。

弁護士は、演劇で考えると、脚本家であり、プロデューサーでもあり、ディレクターでもあり、場合によっては自分が舞台に立つ必要もある。出演者のひとりとして演出もしないといけない。ただ、ひとりでできるわけではない。みんなの協働作業です。その意味ではオルガナイザーです。たんなるプロデューサーではない。大変な仕事だと思います。それを目的意識的に取り組まないといけない。公害弁連でもそうですけど、運動体自身が自分で活動をきちんと検証できるかどうかは難しい。やっぱりたたかいの現場でそれぞれつくっていくほかない。何か書物に残してみんなが勉強する話ではないことはつきりしている。なるほどそういう面があるのかと勉強はするでしょうけど、やっぱり自分が現場でやらないと

思い当たらない。本当の力にはならないように思えます。そのためには弁護団に加入して大勢の仲間と議論し、集団で取り組む活動を続けていくことが大切だと思えます。

（完）